~建設業労働災害防止緊急会議を開催いたしました~

神奈川労働局



【令和2年11月19日 労働基準部安全課・健康課】

神奈川県内の建設業では、死亡労働災害によって、すでに 昨年と同数の10人の命が失われていることや、横浜市内で8月 に発生した「地下貯油タンクに車両系建設機械が墜落した死亡 災害」、10月に発生した「横浜駅そばの現場で発生した土砂崩 壊死亡災害」及び6月に発生した「シールド工法の不備による2 回にわたる幹線道路陥没」といった死亡重大災害の多発など、 好ましからざる労働災害発生状況にあることを危惧し、年末年 始に向けての労働災害防止対策の強化を要請するために、特 に横浜市内で大規模建設工事にかかわる現場の安全衛生管 理担当者と、店社の安全衛生管理担当者に参集いただき、標 記の緊急会議を開催いたしました。

会議の席において、井上労働基準部長から「建設業における 労働災害撲滅に向けた緊急要請」を行いました(冒頭の写 真)。



死亡労働災害発生状況(11月19日現在)

死亡労働者数 25人

(昨年1年間の死亡労働者数24人)

うち建設業における死亡労働者数

10人

(昨年1年間における死亡労働者数10人)







実際に発生した死亡労働災害事例について 主任安全専門官から発生状況と防止対策の 説明を行いました。



セーフティリボン運動に 参加しよう!

建設業における労働災害撲滅に向けた緊急要請

日ごろから労働基準行政の運営、とりわけ労働災害の防止につきましては、御協力 を賜り感謝申し上げます。

さて、令和2年の労働災害発生状況は、本日までに神奈川労働局管内の建設現場 において、現場施工中に10人の命が失われており、死亡には至らない休業4日以上 の労働災害は、596件(前年同期比13件増)発生して、増加傾向に歯止めがかかっ ていない状況にあります。

また、本年は、当局管内において、日本を代表する大手ゼネコンが施工管理する現場でマスコミ報道に至るような注目される死亡災害も散見されている状況です。本年 8 月には、旧米軍施設の地下タンクに建設重機ごと墜落し、牧助作業を行ったものの甲斐なく死亡に至った災害、同じく 10 月には国内有数の商業地である横浜駅近隣のビル建築工事現場で発生した土砂崩壊による死亡災害、さらには全国安全週間中に、強風にあおられ大きな側溝へ墜落する死亡災害、そしてシールド掘削工法における土砂流出管理の不備により、2度にわたり地上道路の陥没を招いた災害も発生しています。このような災害の発生は、被災者の命を奪うという重大な結果をもたらし、あるいは地域住民の生活を脅かしましたが、それにとどまらず、国民が持つ建設業のイメージを損なう、ということでも、重大な悪影響をもたらしたと思います。

本来、建設現場における労働災害防止に率先して取組をお願いする企業が施工 する現場での災害発生については、とても残念ですし、本当に災害の発生が防げな かったのか疑問が生じております。今後、これ以上の労働災害を発生させないために 各建設現場において安全衛生管理を徹底し、決して気を抜かない本気の安全管理を お願いします。当然のことながら、これ以上の死傷労働災害発生は許容することはで きないと思っています。

このような状況を踏まえ、当局におきましては、建設業における労働災害、特に墜落・転落災害など重篤な災害を撲滅するため、緊急の要請をいたします。貴建設現場におかれましては、この緊急要請の趣旨を御理解いただいた上で、元方事業者及び、すべての関係労働者に対する周知を徹底していただきたく、特段の御配慮と御協力を要請し、別紙の取組に特段の御留意をいただきますよう、重ねて要請いたします。

令和2年11月19日 神奈川労働局労働基準部長



別紙

- 1 元方事業者が、労働災害の防止を強く決意し、事業場における安全衛生の基本方針と活動状況を点検の上、安全衛生管理体制を整備すること。 その際、事業者の決意と基本方針を建設現場にかかわる全作業者に明示すること。
- 2 安全衛生教育、ヒヤリハット報告、危険予知活動、リスクアセスメント等の取組みを充実させること。特に、各作業者に内容と意義を十分に理解させた上で主体的に取り組ませ、これらの活動が形骸化することのないようにすること。
- 3 墜落災害防止措置を徹底すること。その際、次の点に留意すること。
- (1) 作業床の設置や墜落制止用器具の使用等、墜落防止措置を確実に講じること。
- (2) 墜落制止用器具は、フルハーネス型(構造規格を満たしたもの)を採用すること。
- (3) いわゆる高所作業(高さ2m以上の箇所での作業)に限らず作業を行うとき は、墜落や転落災害の危険性が常にあると想定し、実際の作業状況に応じて 墜落防止措置を講じること。
- 4 各建設現場の安全衛生管理状況を的確に把握するために、随時、本社、支社 及び支店等による店社パトロールを実施し、建設現場の安全衛生管理水準を維 持向上させ、労働災害を防止するために必要な指導、援助等を行うこと。



神奈川労働局 各労働基準監督署 建設業労働災害防止協会神奈川支部

セーフティ リボン運動

~作業員一人一人による危険の見える化の展開~

1 趣旨

セーフティリボン運動とは、作業員一人一人の目線により危険の見える化を展開することにより、災害防止に寄与するもの。

2 実施事項

現場内において、作業中あるいは通行中等において、ヒヤリとした、ハットしたという瞬間に、 その体験した危険をほかの作業員にわかるように、注意喚起の蛍光色等目立つリボン、テープ等を 原因箇所に取り付ける。(セーフ巻き)

現場巡視、分会のパトロールの際においてもセーフ巻きを行い、現場管理者は巡視時等において、セーフ巻きされた箇所を確認し、リスクレベルが設備改善が必要なレベルか判断し、必要な対処を行うもの。

3 期間

令和2年11月5日~令和5年3月31日 (第13次労働災害防止推進計画の期間)

No	対象	大態 大態	改善イメージ
1	作 業 時	Ouch	
2	作業時	Otto 手すりを外し ての作業	安全帯使用位置 ステージ上では、 指定場所(色付部 安全帯を掛けて作
3	通 行 時 【	階段の段差でヒヤリハット	
4	パトロール時	巡視の際に危険 個所をチェック kaj Z en	